

**改正**

平成19年3月15日規則第11号

平成19年6月28日規則第58号

平成20年3月31日規則第41号

平成20年6月30日規則第72号

平成21年3月30日規則第52号

平成21年6月29日規則第82号

平成24年3月30日規則第28号

平成25年3月29日規則第29号

平成26年6月30日規則第44号

平成27年3月31日規則第22号

大和市日中一時支援事業の実施に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定により行う日中一時支援事業について、事業の実施に必要な事項を定め、主に障がい児の放課後や祝日等に活動する場について確保するとともに、障がい児を日常的にケアしている家族の一時的な休息等を図ることを目的とする。

(事業の内容)

**第2条** 市長は、前条の日中一時支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 基本事業（主に障がい児を一時的に預かり、安全管理に努める事業をいう。以下同じ。）
- (2) 療育支援事業（前号の事業に加えて、日常生活における基本的動作の習得や集団生活への適応など当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な指導や訓練を併せて実施する事業をいう。以下同じ。）
- (3) 緊急一時事業（第1号の事業を、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日に実施するものをいう。以下同じ。）

2 療育支援事業及び緊急一時事業は、同時に行わないものとする。

(対象者)

**第3条** 前条の事業（以下「サービス」という。）を利用することができる者は、本市が法第19条第2項又は第3項の規定により介護給付費等の支給決定をする者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、療育支援事業を利用することができる者は、中学校在生学生までに限る。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がい児
  - (2) 注意欠陥多動性障害、学習障害、高機能自閉症等に該当する児童で、市長が前号の障がい児と同等の支援が必要であると認めた者
  - (3) 療育手帳の交付を受けている障がい者であって、サービスによる支援が必要であると市長が特に認めた者
  - (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者で、市長が必要と認めるもの
- (申請)

**第4条** サービスを利用しようとする障がい児若しくは前条第2号に該当する児童の保護者又は障がい者は、あらかじめ大和市地域生活支援事業支給申請書兼負担軽減申請書により市長に申請するものとする。

(支給決定)

**第5条** 市長は、前条の申請書の内容を審査し、別に定める大和市障害者自立支援給付等に関する支給決定に係る基準に基づき、支給回数、支給期間等を決定する。

- 2 市長は、前項の規定による支給の決定（以下「支給決定」という。）の内容について、支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除決定通知書により申請者に通知するとともに、併せて当該支給決定の内容を記載した受給者証を交付する。
- 3 支給決定は、支給決定の有効期間内に限り、その効力を有する。

(支給決定の変更)

**第6条** 支給決定を受けた者（以下「支給決定障がい者等」という。）が、現に受けているサービスの支給量を変更する必要があるとき、又は利用者負担軽減の認定を変更できるときは、大和市地域生活支援事業支給変更申請書兼負担軽減変更申請書により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により申請された内容を審査し、変更する支給回数等を決定する。この場合において、市長は、当該変更後の支給決定の内容について支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除変更決定通知書により申請者に通知するとともに、併せて当該変更後の支給決定の内

容を記載した受給者証を交付する。

(支給決定の取消し)

**第7条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定障がい者等の支給決定を取り消すことができる。

- (1) 第11条第2項の規定による届出があったとき。
- (2) 申請に虚偽の内容があることが判明したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、支給決定障がい者等に支給決定取消通知書により通知する。

(サービスの利用)

**第8条** サービスを利用しようとする支給決定障がい者等は、第12条の規定により登録された事業者（以下「登録事業者」という。）に受給者証を提示するとともに、登録事業者との間でサービスの利用に係る契約を締結し、サービスの提供を受けるものとする。

2 支給決定障がい者等は、次条の日中一時支援給付費の受取について、その権利を自らのサービスの利用に係る契約をした登録事業者へ委任することができる。

(日中一時支援給付費の支給)

**第9条** 市長は、支給決定障がい者等が支給決定の有効期間内において登録事業者からサービスの提供を受けたときは、サービスに要した費用（以下「サービス費用」という。）について、サービスの提供を受けた支給決定障がい者等に日中一時支援給付費を支給する。

2 日中一時支援給付費の額は、次条に規定する基準により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。

3 前項の規定にかかわらず、支給決定障がい者等が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第17条第1項第2号ロに掲げる者（支給決定障がい者等が障がい児の保護者の場合については、政令第17条第1項第3号に掲げる者）である場合に係る日中一時支援給付費の額については、次条に規定する基準により算定した費用の額の100分の95に相当する額とする。

4 第2項の規定にかかわらず、支給決定障がい者等が政令第17条第1項第4号に掲げる者である場合に係る日中一時支援給付費の額については、次条に規定する基準により算定した費用の額の100分の100に相当する額とする。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、市長は、災害その他特別の事情があることにより、次

条に規定する基準により算定した費用の額を負担することが困難であると認めた支給決定障がい者等がサービスの提供を受け、日中一時支援給付費を支給する場合には、第2項の規定中「100分の90」とあるのは「100分の100」と、第3項の規定中「100分の95」とあるのは「100分の100」とする。

(サービス費用の額の基準)

**第10条** サービス費用の額は、別表第1の規定により算定した単位に10円を乗じて得た額とする。

2 前項の単位は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）によるものとする。

(申請内容の変更)

**第11条** 支給決定障がい者等は、第4条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を大和市地域生活支援事業利用変更届により、市長に届け出なければならない。

2 支給決定障がい者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を大和市地域生活支援事業利用資格喪失届により、市長に届け出なければならない。

- (1) サービスの利用を中止しようとするとき。
- (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(事業者の登録等)

**第12条** サービスを実施しようとする者は、あらかじめ大和市地域生活支援事業者登録届出書を市長に提出しなければならない。

2 市長が事業者を登録するにあたっての基準は、第1号又は第2号に該当し、かつ、第3号に規定する必要な人員体制をとることができることとする。ただし、療育支援事業を行う場合にあっては、本文に規定する基準のほか訓練等に必要な機械器具を備えなければならないこととする。

- (1) 法第5条第1項に規定する短期入所を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う指定障害児通所支援事業所又は指定障害児入所施設であること。
- (2) 活動に必要な次に掲げる設備基準等を確保しているものと市長が認める施設であること。
  - ア 主に活動する場所の面積は、定員1人あたり3m<sup>2</sup>を基本とする。ただし、市長が安全管理上支障がないと特に認めた場合においては、この限りでない。
  - イ トイレ及び洗面所を備えていること。

(3) 必要な人員体制とは、支援員1人に対して、支給決定障がい者等は最大5人とする。

3 市長は、第1項の届出書の提出があった場合には、当該事業者が前項に規定する基準を満たしているかの確認を行い、当該基準を満たす事業者を大和市地域生活支援事業登録簿に登録しなければならない。

4 市長は、前項の規定により登録したときは、その旨を大和市地域生活支援事業者登録通知書により、遅滞なく当該登録事業者へ通知しなければならない。

5 登録事業者は、登録事項に変更が生じたときにあつては大和市地域生活支援事業者登録変更届出書を、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては大和市地域生活支援事業廃止・休止・再開届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

(支援員の要件等)

**第13条** 療育支援事業を提供する場合にあつては、サービスを利用する障がい児10人に対して支援する者のうち1人以上は次の各号のいずれかに該当する者が支援、指導できる体制を確保しなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 幼稚園教員の資格を有する者

(3) 小学校教員の資格を有する者

(4) 認定心理士の資格を有する者

(5) 児童指導員として3年以上の経験を有する者

(6) 第1号から第5号までの資格・免許を有する者と同等と市長が判断できる者

(日中一時支援給付費の請求)

**第14条** 登録事業者が、第8条第2項の規定により支給決定障がい者等からの委任を受けた日中一時支援給付費を請求する場合は、サービス提供報告書をサービス提供を行った月の翌月10日までに市長に提出するとともに、神奈川県国民健康保険団体連合会に当該請求を行うものとする。ただし、登録事業者に神奈川県国民健康保険団体連合会に請求することが困難と認められる事由が生じたときは、日中一時支援給付費請求書に日中一時支援給付費明細書及びサービス提供報告書を添えて、市長に提出することにより、日中一時支援給付費の請求を行うことができるものとする。

2 市長は、前項の請求の内容を審査した結果、当該請求が適当であると認めるときは、当該支給決定障がい者等に代わり当該登録事業者に当該日中一時支援給付費を支払うものとする。この場合において、当該支払により、支給決定障がい者等に対し日中一時支援給付費の支給があったも

のとみなす。

- 3 市長は、第1項の請求の内容を審査した結果、登録事業者の請求に誤りがあると認められるときは、当該請求を却下することができる。
- 4 登録事業者は、第2項の規定により既に支給された日中一時支援給付費について、請求に誤りがあることがわかったときは、市長に対し過誤の申立てを行わなければならない。
- 5 市長は、前項の申立てを受けたときは、日中一時支援給付費の額を清算しなければならない。

(指導及び監査)

**第15条** サービスの質が確保され、かつ、適正な運営がなされているかを確認するため、市長は別に定める基準に基づき、登録事業者に対し、指導及び監査を実施することができる。

(勧告及び命令)

**第16条** 市長は、前条の指導及び監査を実施した結果、登録事業者において適正な運営がなされていないと認めるときは、当該登録事業者に対し、期限を定めて、適正な運営を行うよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項に規定する勧告を受けた登録事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該登録事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

**第17条** 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録の取消し又は期間を定めての事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第12条第2項の基準を満たすことができなくなったとき。
- (2) 第15条の指導及び監査を拒み、妨げ又は忌避したとき。
- (3) 費用の請求に関し不正があったとき。
- (4) その他事業を継続することが適当でないと認めるとき。

(不正利得の徴収)

**第18条** 市長は、偽りその他不正の手段により日中一時支援給付事業費の支給を受けた者がいるときは、その者から、当該日中一時支援給付事業費の支給の額に相当する金額の全部又は一部を徴収する。

- 2 市長は、登録事業者が偽りその他不正の行為により日中一時支援給付費の支給を受けたときは、当該登録事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じた額を支払わせるものとする。

(損害賠償義務)

**第19条** 登録事業者は、サービス提供により支給決定障がい者等に損害が生じたときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(個人情報の取扱い等)

**第20条** 登録事業者は、サービスに関し保有する個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 登録事業者に従事している者は、この事業に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。登録事業者に従事している者がその職を退いた後においても、また同様とする。

(書類の整理)

**第21条** 登録事業者は、請求書類その他書類について、5年間保管するものとする。

(様式)

**第22条** この規則で使用する様式は、別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

**第23条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成19年規則第11号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成19年規則第58号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

#### 附 則（平成20年規則第41号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成20年規則第72号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

#### 附 則（平成21年規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成21年規則第82号）

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

**附 則**（平成24年規則第28号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成25年3月29日規則第29号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年6月30日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年3月31日規則第22号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

**別表第1**（第10条関係）

事業の内容	単位
第2条第1号に定める預かり	1回（4時間以内とする。）当たり290単位
第2条第2号に定める療育支援	1回（4時間以内とする。）当たり180単位
第2条第3号に定める緊急一時	1回（4時間以内とする。）当たり180単位
送迎（1日当たり2回までとする。）	1回当たり54単位

**別表第2**（第22条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市地域生活支援事業支給申請書兼負担軽減申請書	第4条
第2号様式	支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除決定通知書	第5条
第3号様式	受給者証	第5条
第4号様式	大和市地域生活支援事業変更支給申請書兼負担軽減変更申請書	第6条
第5号様式	支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除変更決定通知書	第6条
第6号様式	支給決定取消通知書	第7条
第7号様式	大和市地域生活支援事業利用変更届	第11条
第8号様式	大和市地域生活支援事業利用資格喪失届	第11条
第9号様式	大和市地域生活支援事業者登録届出書	第12条
第10号様式	大和市地域生活支援事業者登録通知書	第12条



第11号様式	大和市地域生活支援事業者登録変更届出書	第12条
第12号様式	大和市地域生活支援事業者廃止・休止・再開届出書	第12条
第13号様式	移動支援給付費請求書	第14条
第14号様式	移動支援給付費明細書	第14条
第15号様式	サービス提供報告書	第14条